

再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会  
(第5回)

日時 令和4年6月27日(月) 10:00~11:15

場所 オンライン会議

## 1. 開会

### ○経産省

定刻になりましたので、ただ今から再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会の第5回会合を開催いたします。

本日もオンラインでの開催とさせていただきます。何かトラブルやご不明な点などございましたら、事前に事務局からご連絡させていただいておりますメールアドレスや連絡先までお知らせいただければと思います。

本日は、興津委員、若井委員がご欠席でございます。また、高村委員が冒頭、少し遅れてご参画いただくようになってございます。

また、これまでの検討会の中で自治体との連携などにつきましてもご議論があったことを踏まえまして、今回から総務省さまにもオブザーバー参加をいただいております。

それでは、事後の進行につきまして山地委員長にお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

### ○山地委員長

委員長を務めております山地でございます。

では、まず事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

### ○経産省

事務局でございます。インターネット中継でごらんの皆さまにおかれましては、ホームページにアップロードしてございますファイルをごらんいただければと思います。配付資料一覧にありますとおり、議事次第、委員名簿、資料1といたしまして勉強会の概要報告、資料2といたしまして検討会における主なご意見、資料3といたしまして太陽光発電に係る林地開発許可基準に関する検討会「中間とりまとめ」の概要をご用意してございます。

以上でございます。

### ○山地委員長

どうもありがとうございました。

## 2. 説明・自由討議

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関するこれまでの議論の整理等

○山地委員長

それでは、早速議事に入っていきたいと思います。資料が3点ございましたけれども、その資料を基に、まずは委員にご参加いただいております勉強会の概要報告、それから前回の検討会を踏まえたこれまでの意見の確認、そして林地開発の検討会から中間取りまとめをご報告いただいて、その後議論ということで進めたいと思います。

それでは事務局から、資料1、2、3について説明をお願いいたします。

○経産省

事務局でございます。まず、資料の1をごらんいただければと思います。勉強会の概要報告というスライドでございます。

ページをめくっていただきますと、中身でございます。勉強会の概要報告でございますけれども、本年6月6日、再エネ導入に関する地域の実情への理解を深めるため、これも前々回の検討会でも、こうした勉強会の開催につきまして委員の方からご指摘もされたところがございますが、こうした観点から、地域で活動されている方、また地域の実態に詳しい団体の方と委員の皆さまとの勉強会形式での意見交換を実施いたしました。概要については、下記に書かせていただいたとおりでございます。

まず、地域共生関係でございます。1つ目の矢羽根に書いてございますけれども、全ての住民の方が賛同する再エネの発電に関するケースはまれだということでございました。そうした中で、しっかり太陽光以外にもさまざまな地域関連の事業へ取り組むことなどを通じまして、地域に顔の見える根付いたプレーヤーであることが、地域と共生した形での再エネ事業の実施にもつながっているといったご指摘がございました。

また、再エネの地産地消など、再エネで得た利益を地域にどう還元していくのか、ある程度、中長期的なビジョンを示すということが重要だということでございました。その中で太陽光というのは、その実現のための選択肢の一つであるということで、太陽光の設置だけが目的となると、地域でのコンセンサス、合意がなかなか難しいといったご指摘がございました。

また、下のボックスは地域の懸念の関係でございます。1つ目の矢羽根でございますけれども、再エネに関する計画の初期の段階から住民への周知といったものが、本来、再エネ特措法に基づくガイドラインで努力義務という形でされてございますけれども、現実には行われていないというご指摘がございました。住民の方は林地開発許可の時などに把握をされ、寝耳に水といった状況で、こうした努力義務を義務化する検討をしていただきたいといったご指摘がございました。

また、2つ目の矢羽根でございます。事業譲渡によって事業主体の変更が生じるということがありまして、責任の所在が曖昧となったり、地域が知らない事業者が事業を進めることになってしまい、これは問題ではないかといったご指摘でした。そうした中で事業譲渡の制限をすべきではないかといったご指摘もいただいております。

3つ目の矢羽根でございます。森林法における林地開発許可の4要件につきまして、砂防3法などで指定されるエリアが含まれていても許可されるのは不適切ではないかといったご指摘でした。また、許可の取り消しや4要件以外の事項として、例えば住民の声などの考慮も必要ではないかといったご指摘ございました。

4つ目のご指摘です。太陽光発電設備に伴う開発に当たりまして、土砂災害など暮らしと直結する点を強く懸念されているというご指摘ございました。

最後の矢羽根になりますけれども、太陽光パネルは有害物質を含んでいるということが、適切なりサイクルができるのかといったご指摘。また、将来、大量廃棄を迎えた際に、不法投棄など不適切に処理されることを強く懸念されているといったご指摘がございました。

以上、勉強会の概要報告でございます。

続きまして、資料2をお開きいただければと思います。ワードスタイルの資料でございます。検討会における主な意見ということで、これまで前回の検討会におきましては、第1回から3回までのご意見を中心に整理させていただきましたけれども、この資料2におきましては、前回からの差分の赤字で少し追記をさせていただいております。

まず、資料1 ページ目の6行目から7行目で、地域共生に関しまして、地域の方々にとって再エネがメリットがあると納得感を持たせることが重要だということ。

また、13行目、14行目のところでございますが、再エネの地産地消などの再エネの利益を地域に還元していくビジョンを示し、地域に顔が見えることや、地域に根付いたプレーヤーであることが重要だということ。

また、15行目、地域と共生する優良事業者を後押しする仕組み、例えば顕彰制度のようなものを充実させることも考えられるのではないかといった内容でございます。

また、資料1 ページ目の「適正な再エネ導入・管理に関する対応の検討にあたっての視座」という項目でございますけれども、25行目、再エネ特措法に基づく案件の規律と再エネ特措法以外の案件の規律について意識して対応策を検討すべきと。その際、当面は再エネ特措法での規律を検討するのがよいが、新設と既設への対応をそれぞれ検討するということに加えまして、今後拡大が見込まれる非FIT・非FIPについても見据えてほしいといったご指摘でございます。

また、資料の1 ページの一番最後の36行目、37行目でございますが、土地の開発前の段階におけます太陽光発電設備の立地の考え方に関するところでのコメントでございますが、従来型の発電設備と異なって、再エネ設備は住宅が近いところや、ここはご指摘の追加されているところでございますが、鉄道などのインフラ設備近傍にも設置されるため、対象となるゾーニングの設定が必要ということでございます。

続きまして、2 ページ目でございます。同じ項目のところでございますけれども、2行目から3行目というところで、先ほどの勉強会にもございましたけれども、土砂災害など暮らしと直結する点が強く懸念されているという観点を追記させていただいております。

3行目、4行目でございますけれども、今後の導入が期待される営農型や建物設置におけます課題の有無についての検討も必要といったご指摘。

また、4行目でございますが、自治体の条例において、全域の規制や許可基準が曖昧で裁量が大きといった場合におきまして、事業者の予見可能性が下がるのではないかと、また経済活動の制約や財産権の過大な制限にもなり得るのではないかとといったことから、先進的な条例を参照しながら、国が一定の考え方やひな型を示してはどうかといったご指摘もございました。

また、7行目でございますが、事業者としては推進すべきエリアと抑制すべきエリアがはっきりしてくることで、事業を行いやすくなる側面もあるといったご指摘もあるところでございます。

また、資料の中ほど、25行目、26行目でございますけれども、森林法における林地開発許可の4要件につきまして、砂防3法などで指定されたエリアが含まれる場合、適切に考慮すべき、また許可の取り消しや4要件以外の事項についても考慮も必要といった観点。

また、28行目以降でございますけれども、規制逃れを発生させないように、開発の時期や主体など開発行為の一体性について整理しておくことが重要といったご指摘。

また、30行目、31行目でございますけれども、太陽光の設置が林地から農地に移っているといったご指摘の中で、営農型を隠れみのにした事例も見られており、傾向に留意する必要があるといったご指摘もございました。

続きまして、3ページ目でございますけれども、風力発電の設備の立地や開発許可の運用の考え方についての追加のご指摘でございます。11行目の中ほどからですが、事後調査やゾーニングが重要という風力の特性も念頭に、風力特有のアセスについて規制強化することだけでなく、緩和策も含めて検討すべきといったご指摘もございました。

また、資料3ページの28行目から29行目のところでございます。ここは違反状態での売電を防ぐ仕組みが重要という中で、例えば林地開発許可の完了届を工事前に確認するなど、こうした違反状態であるかどうかといったところをしっかりと確認することについてのご指摘もあったところでございます。

また、36行目、37行目でございますけれども、基準の改正による既存設備の基準不適合への対応などの規制の遡及適用については、慎重な検討が必要ではないかといったコメントをいただいております。

続きまして、4ページ目でございます。前回のプレゼンテーションでもあったことで、項目を起こさせていただいておりますけれども、「再エネ導入に伴う系統の工事・保全・運用面での対応」というところでございます。

再エネ事業者による連系工事の計画変更に伴いまして、効率的に施工力を活用できていないぞといったご指摘。また、迅速かつ的確な保安連絡体制が整っていないといったご指摘もございました。

また、昼間の停止など、作業協力が得られないことによる夜間作業や、無停電工事などの

発生に伴う社会コストや作業危険度が増加するなどの課題もあるといったご指摘でございました。こうした観点から、関係行政機関、再エネ発電事業者の方々及び一般送配電事業者の方々との連携した取り組みが必要といったご指摘でございました。

8行目、9行目でございますけれども、再エネを適正に地域と共生した形で導入するには、一定のゾーニングが系統整備の観点から必要だということ、そして電源の導入側にとっても系統の状況整備の見通しの公表が重要といったご指摘でございました。

続きまして、資料の22行目、23行目でございます。リサイクル廃棄の関係でございます。太陽光パネルの含有物質につきまして、情報を公開する環境を整備する必要があるのではないかとといったご指摘。また、拡大生産者責任の考え方から、含有物質に関する表示につきまして、メーカーに義務付けることも考えられるのではないかとといったご指摘がございました。

続きまして、資料の5ページ目になります。「適正な廃棄処理に向けた関係者への情報発信・周知」の項目の18行目、19行目でございます。もともと農業の現場の方々に届くように周知徹底が必要といったところでございますが、前回の意見交換の中で、住宅用の太陽光の所有者の方々にもしっかりと発信していく必要があるんじゃないかとといったところで、追記をさせていただいております。

また、資料の5ページ目の34行目、35行目のところでございます。横断的事項といたしまして、適切なコミュニケーションの関係でございます。こうした地域とのコミュニケーションを行っていく上での説明会の重要性が高まっている中で、自治体など行政の積極的関与があると事業を進めやすいといったご指摘がございました。

また、36行目、住民とのファーストコンタクトといたしまして、土地確保の段階で説明会の開催等をするケースが多いといったご指摘もございました。

続きまして、6ページ目でございます。1行目から2行目のところを見ていただきますと、同じくコミュニケーションの続きでございますけれども、計画の初期段階からの周知が努力義務となっておりますが、現実にはされていないことがある。義務化の検討が必要といったご指摘。

また、6行目のところでございますが、住民の方々、事業者の方々のトラブルが解消しない場合には、ドイツにおける紛争調停機関など類似の機関を参考として紛争を解決する仕組みの検討を行ってはどうかということでございます。

また、「適切な事業・事業者のあり方」というところの項目でございます。6ページ目の18行目から20行目にかかるところでございますが、事業全体で見ると、工事主体の適格性の観点もあるといったご指摘でございました。そうした中で、再エネ特措法の認定事業者が全体として責任を引き受けるなど、誰に対してどのような責任を課していくのかといった整理も必要だといったご指摘でございます。

また、23行目から26行目にかけてでございますけれども、責任の所在が曖昧になったり、地域が知らない事業者が事業を進めるといったことは問題ではないかといった事業議

渡に係るご指摘の追記をさせていただいております。

また、25 行目でございますけれども、事業者の適格性などにつきまして、再エネ特措法上の円滑・確実な実施という認定要件を省令ガイドラインなどで明確化することはあり得るのではないかといったご指摘をいただいております。

また、次の項目でございますけれども、「規制のあり方」といった項目で、32 行目から 34 行目でございます。規制の関係でございますと、規制対象のターゲティングが重要といったご指摘でございます。優良事業者、悪質事業者、その他の大多数の事業者に大きく 3 分類できるが、それぞれに対してどういった打ち手が効果的なのか検討するのがよいのではないかとといったご指摘でございます。

「執行力・執行体制の強化」といったことにおきましても、先日の検討会でもご意見があったところでございます。具体的には議論されたのが 7 ページ目の 1 行目、2 行目でございます。議論されたような措置を適切に執行・運用していくためには、執行力・執行体制の強化が不可欠であるということ。その際、デジタル化や新しい技術などを通じて効率的な執行について検討すべきといったご指摘をいただいております。

また、非 F I T・非 F I P の案件に関する検討でございます。7 ページ目の 9 行目から 11 行目でございますけれども、再エネ特措法や事業計画策定ガイドラインなどで求めております柵塀・標識の設置などの規制については、電事法における非 F I T・非 F I P の規制においても取り組んでいくことが考えられるのではないかとといったご指摘もいただいております。

その他、「太陽光以外の電源について」といった項目でございます。15 行目から 18 行目でございますけれども、太陽光がメインスコープであるけれども、その他の電源についても、この検討会においては、しっかり課題が生じた際には機動的に対応していけるようなことを、この検討会の報告書の取りまとめに盛り込むべきだといったご指摘。

また、小型風車の関係でございますけれども、小型風車の管理や廃棄の問題、大型風車のトラブルなどの発生も懸念されるといったご指摘をいただいております。

以上、前回までの会合を踏まえた、また勉強会などの意見交換を踏まえた内容という形で資料 2 を準備させていただいております。

続きまして、林野庁さまのほうから資料 3 について説明をさせていただきます。

#### ○林野庁

林野庁治山課長の箕輪でございます。私から、資料 3 「太陽光発電に係る林地開発許可基準に関する検討会「中間とりまとめ」の概要」について報告をさせていただきます。

1 ページ目になります。林野庁では令和元年度に太陽光発電設備に係る林地開発の許可基準を整備しております。今回、その運用状況の検証のために 1 月に有識者検討会を設置し、以下の観点から検討を進めてまいりましたが、中間取りまとめがまとまりましたので報告をいたします。

観点としては、1 点目、令和元年度に整備をしました許可基準が各都道府県において適正

に機能しているか。2点目として、これは令和元年度にもご指摘を受けていたのですが、1ha以下の小規模林地開発についてフォローアップをしっかりとすべきではないかといった点。3点目として、近年、降雨の状況等が変わっておりますので、そういうものを踏まえて許可基準全般にわたってフォローアップを実施するというものでございました。

検討結果については、右側にフォローアップ項目で論点1から7とありますけれども、こういう形で整理をされております。後ほど個別の論点ごとに説明をしてみたいと思います。

2ページ目にお進みください。

太陽光発電に係る林地開発の状況について、簡単におさらいをしてみたいと思います。平成24年4月のFIT制度開始以降、太陽光発電施設の設置を目的とした林地開発については急増をしております。下、左側のグラフにあるように、面積・件数ともに増加をいたしました。そういう中で、地域で問題を引き起こしている事例も認められ、具体的には土砂流出とか濁水などの土砂災害、あとは景観上の問題というのが報告をされている状況でございます。

次のページお願いいたします。

論点1、令和元年に整備した許可基準等の効果検証でございます。各地で問題事例が発生する中で、林野庁としては令和元年度に太陽光発電に係る林地開発の特殊性を踏まえた許可基準を定めて都道府県に通知してございます。

具体的には、林地開発については、土工がなく自然斜面に設置をされる、また斜面に不透水性のパネルが設置をされますので、水が地中に浸透しない、またはパネルの下が日陰になりますので、土砂の流出などが認められる。また、太陽光発電には、周りの森林が邪魔になりますので伐採をされてしまう。そういう中で、しっかり森林を残すべきだということがございます。そういう事例がございましたので、例えば必要となる防災施設、排水施設等の設置をしっかりとしましょう。また、周りの森林を残しましょうという形で、許可基準を定めて通知したところでございます。

その運用状況ですけれども、都道府県から意見等を聴取したところ、こういう許可基準ができることによって、しっかりと具体的な指導ができるようになったということで、おおむね効果的であったというようなお話を伺ったところでございます。

一方で、運用に当たっては、一部幅を持たせて許可基準というのは設定をしているわけですけれども、その細部の考え方を整理する必要もあるのではないかというようなお声も聞かれたところでございます。

あと、盛土などの土工の方法については、現在、盛土規制法の技術的基準を整理してございますので、そういうものを参考に見直すことが適当ではないか。また、近年の雨の降り方に対応した雨水の処理とか、防災施設の確実な設置についても整理すべきだろうという指摘がございましたが、これについては後ほどまたお話をさせていただきます。

論点2、小規模林地開発への対応でございます。1ha以下の小規模林地開発について、

濁水等の被害を確認した事例を調べていきますと、太陽光発電施設の設置を目的とした開発で、そういう濁水等の被害が多く確認をされたところでございます。

具体的には、0.4haを超える林地開発になりますと、そういうものが増加する。また、他の開発の1haに相当するというんですか、同水準となる面積は0.57haぐらい、太陽光の場合だとこの程度の規模でそういう被害が出てくるという事象が見られてございます。

それを踏まえて対応方向としては、太陽光発電施設の設置を目的とする林地開発については、面積基準を1haではなくて0.5haを超えるもの、0.5ha程度に設定することが適当ではないかということでお話をいただいております。

続いて論点3、開発規模の一体性の判断に関する整理でございます。1ha以下でも近接して開発が行われるというような事例、また当初一体的な開発であったものが、複数に分割されて設置をされるというような事例がございます。そういうものについて、一体性の判断の目安が必要ではないかということで論点が整理をされてございます。

対応方向としては、近接する箇所での林地開発の計画がある場合の一体性の判断については、実施主体、例えば同一の事業者が関わる開発行為であるか。また、実施時期、発電施設の整備時期や送電網の接続時期から一連と捉えられるかどうか。また、実施箇所について、局所的な集水区域、同じ集水区域内で排水施設の整備が一連で行われているか。そういう状況を整理した上で、総合的に判断することが適当ではないかと指摘をされております。

論点4、降雨形態の変化等に対応した防災施設の整備でございます。近年、短時間豪雨の頻度が増加するなど、雨の降り方が極端になっております。ということで、より強い雨量強度に対応できるような基準を整備する必要があるのではないかということで、その対応方向としては、排水施設の設計雨量強度を、これまで10年としていたものを10年確率以上のものとするというようなことで、20年とか30年の確率を用いることができるようにするということが適当ではないか。また、洪水調節池についても、現在30年の確率ですけれども、これについても50年確率などを用いることができるようにすることが適当ではないか。また、山地災害危険地区を含め災害の恐れのある地区については、開発行為に先立って、えん堤等の設置等の対応策を検討することが適当ではないかというような話がなされました。

続きまして、論点5、開発事業者の施工体制の確認でございます。林地開発許可を受けた後に施工するわけですけれども、工事施工中に土砂流出や濁水などの問題が発生している事案が見られます。この辺を分析しますと、防災施設の設計・施工に不備があるとか、防災施設の先行設置を実施していないと、そういう事例が見られるところでございます。

そういう中で対応方向としては、災害等の防止措置を取るために必要な能力を有するか、しっかりと確認をすべきだろうと。そのために、信用・資力、施工能力を証する書類の確認が重要である。太陽光の場合、特別目的会社（SPC）などが申請主体となる場合には、申請時と着手時に分けて確認するなど、そういう整理も適当ではないか。また、施工中の災害の発生を防止するためには、他の開発行為より先にしっかりと先行して防災施設を設置する、そういうことが重要だろうという話がございました。

論点6としては、防災施設の施工後の管理でございます。施工の完了後にも濁水等の被害が発生しているという事例がございます。これについては、おおむね完了後2年以内に発生をしているところでございます。

具体的には、緑化が十分に効果を発揮していないとか、排水施設の維持管理、そこら辺が十分でなかったというところが理由としてあると思います。

そういうところで対応方向として、まず緑化等の侵食防止を目的とした措置というのは、施工後直ちに効果を発揮するものではない部分がございますので、一定期間、その定着状況を確認した後に、林地開発許可の完了確認を行って森林から除外していくことが適当ではないかということです。

また、林地開発の完了確認が終われば、森林状態ではなくなる、森林以外の土地ということになりますので、そういう森林以外に転用された後の防災施設の継続的な管理については、森林法の枠組みでなかなか対応することが難しい面がございますので、この辺は他制度の枠組みの中で維持管理を位置付けるなど、関係省庁と連携した取り組みを強化することが適当ではないかということがうたってございます。

最後、論点7、地域の意見の反映でございます。林地開発許可については、森林法に基づき市町村長の意見を聴取することが定められてございますけれども、意見聴取の方法とか対応が都道府県によりさまざまな部分というものがございました。

そういう中、対応方向でございますけれども、林地開発許可に際して市町村長から意見を聴取する仕組みについて、やはり意見を効果的に吸い上げて審査に生かすことが重要であろう。そういう意味では、プロセスとか聴取事項を明確にして進めることが適当だろうということが書かれてございます。

また、最近、再生可能エネルギーの導入に関して、地域の合意形成の促進を目的とした法制度等が充実してきてございますので、林地開発許可制度の中において、これらの制度の活用を事業者に促すなど、関係省庁、都道府県等と連携を進めることが重要であろうということが書いてございます。

以上が、今回の中間取りまとめの概要でございます。以上でございます。

#### ○山地委員長

どうもご説明ありがとうございました。

それでは、今から議論の時間としたいと思います。従来からもやっておりますけれども、ご発言をご希望の方、Teamsのチャットボックスにお名前を書き込むか、あるいは手を挙げる機能を使っていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

今のところチャットボックスにも書かれておりませんし、手も挙がっていないんですが、よろしいですか。

どうでしょうかね。今日のはいずれも報告のようなものではあったんですけど、報告なりに特に異論なしという理解でよろしいですか。

大関委員からご発言ご希望ですね。お願いします。

#### ○大関委員

産総研の大関と申します。取りまとめ、ありがとうございます。

2点ほどコメントですけれども、基本的に網羅されていたと思うんですけれども、1ページ目の21行から25行目あたりに、一部、既設への対応の記載というのがあって、一方で具体的なところは3ページ目の24行目以降ですか、少し記載があると思うんですね。もう少し明確に書いてもいいのかなと。今後、対応方針を考えられるということで、その段階でもいいんですが、新設に対しての早期の解消とか違反の事前の防止というのは、結構ある程度カバーされていると思うんですが、既設で入っているものに対して今後どうしていくか、かなり難しい論点なので、なかなか書きづらいかもしれませんが、例えば電事法のほうでやられているような立入検査を拡充されたりとか、報告徴取とか、そういった結果を広報したり情報公開して横展開へつなげるとか、あと事故発生時にはちゃんと分析をして、原状復帰じゃなくて、適正に設備を修正していくような方針にするとか、そういったことも検討が必要なんじゃないかというふうに思っています。

もう一点目は、林野庁さんのほうで、論点6にも関連するんですけれども、過去の別の目的で林地開発許可をされた土地について、結構、FIT前とかの土地に据えられていた土地、例えばゴルフ場とかの土地について、それについて新しく借りようとする場合は、今、森林から外されているので林地開発許可には当たらないと思うんですけれども、近年、太陽光に特化した基準などが適用されてきていることを考えると、その上に何か設置する場合に配慮しなきゃいけないものがあるケースだったり、今回の雨の設定であったりとか、そういったこともあるのかなと思うので、そのような案件についてどういうふうに対応するかは、これは林野庁さんだけじゃないですけれども、各省庁連携して抜け穴ないようにしてもらえばというふうに思っています。以上です。

#### ○山地委員長

ありがとうございます。

大塚委員が手が挙がっておりますので、まず大塚委員、それから五味委員、神山委員といきたいと思います。

大塚委員、お願いします。

#### ○大塚委員

ありがとうございます。私も網羅的に上げていただいて、大変よくまとめていただいていると思います。

3点ほど申し上げておきたいと思いますが、既に出ているものの若干追加ぐらいの話です。6ページのところで、事業譲渡の場合の承継の話が出ています。これはさっき的林野庁さんの話にも出てきたと思いますし、勉強会のほうでも出ていると思うので、結構重要なポイントではないかと思います。

新規認定のときに要件を加えることは、なかなかすぐには難しいかもしれませんが、この譲渡・承継の場合に要件を加えることは、割とすんなりいくように思いますので、地元の

関係とか、さっきの説明会の開催とかという要件を、この譲渡・承継に入れていくということが考えられるのではないかと思います。

それから、2つ目ですけれども、取り消しの準用規定に関して9条3項2号の現在の規定ぶりが少し抽象的なので、具体的にしてほしいということが6ページのほうで入っていただいております、省令とかガイドラインを具体化していただきたいということを思っています。その上でさらに取り消しとか改善命令に行くまでの、もう少し、それほどひどくない状況、しかし対応していただかなくちゃいけないような状況があるときに、買い取りの停止とか、買い取り価格の支払いを保留するというようなことを考えたかどうかということがございまして、こういう柔軟な問題については、板垣さんが、この間説明していただいたときに少しおっしゃっていたかと思っておりますけれども、そういうある種処分性がないようなものについての対応についても検討してはいかがかということをお願いしておきたいと思っております。以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

では五味委員、お願いします。

○五味委員

ありがとうございます。私、林野庁の委員会のほうにも関わっているんですけど、全体のものをまとめるのは、非常に取りまとめ網羅的に、各委員の先生がおっしゃっていただいているように網羅的かなと思います。

1つ、今回このような形で省庁を横断した議論というのができるというのは非常にいいことだし、これは今後どのように都道府県とか市町村に、このお話を円滑に、かつ分かりやすく伝えていくのかということが非常に重要になってくるかと思っております。それは林地開発許可のところでも、最終的には都道府県、市町村の判断というところになってきますので、その分をいかに円滑かつ分かりやすくということが、そこは住民との合意という観点でもつながってきますし、地域の合意や再エネ導入ということにもなると思うので、今回のまとめのところも、そういったところ、そこそこに検討会における主な意見だということころで書かれてはいるんですけども、もう少しその辺、強調されてもいいのかなという、ちょっと感想じみたコメントですけれども、よろしく申し上げます。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、続きまして神山委員、お願いします。

○神山委員

神山でございます。今回、せっかくの機会ですので、細かい点ですけれども、追加的に3点ほどお話しさせていただきたいと思っております。

まず、区域施策の公表の仕方の問題でございます。促進区域や抑制区域の指定等については、環境省の「REPOS」という再生可能エネルギー情報提供システムというのがご

ございますよね。また、環境アセスメントデータベースというので「EADAS」というのもございます。こうした既存のシステムに重ねて公表できるような仕組みの構築というのをご検討いただければと思います。

既にREPOSのほうで、促進区域等の区域施策の作成マニュアルのような情報等も公表されておりますので、もしかしたら既に環境省さんのほうでご考案されているかもしれないのですが、区域施策を重ねるといった形での表示というのをご提示いただければと思っています。

また、そのページに、そのウェブサイトにですが、2050年ゼロカーボンシティ宣言された自治体一覧とか、その自治体を色分けした地図等もございますが、それらの自治体のロードマップというのは、また別途検索する必要があります。ですので、自治体一覧とロードマップというものを接続していただけるような形ですと、ありがたいと思います。そうしますと、広域でも検討できますし、比較等も容易になりますのでということになります。

また、策定しっ放しではなくて、効果的な運用のためにも、定期的なアップデートをどれだけ実行に移しているかというような仕組み、そうしたものも必要であろうかなと思います。

ちなみになのですが、国交省でも、例えば土地利用調整総合支援ネットワークシステムという「LUCKY」というものを作っているし、「重ねる防災マップ」（「重ねるハザードマップ」）というものも作られていて、かなり使いやすいという評価を受けていると思います。

2点目でございますが、促進区域を協議会で決めていくという段階でなんですけれども、候補になりやすいのは、公有地とか所有者さんが望む土地ということになると思います。私は、中山間地域での持続可能な農林業ということの社会実験等に参加させていただいておりますけれども、意外に、住民の方から、お子さんたちとか次世代のことを考えると、管理しやすいように農地を太陽光発電施設に転換したいというお声なんかも伺うんですね。ただ、他の住民の方には迷惑をかけたくないのということをおっしゃいます。

ですので、協議会のありようとして、細かい点で恐縮なんですけど、こうした周囲に迷惑をかけない形で太陽光パネルを設置したいと考えられる方の、そうした住民の意向をくみ取る仕組みの構築というのも必要だろうと思っています。他方で農地が優良農地であれば、食料安全保障のことを考える必要もありますので、協議会等に農地中間管理機構等のご協力を仰ぎながら、優良農地を避けて一定程度の集約をしながら適地誘導していくという仕組みというものが理想的であろうと思います。

ですので、ぜひ、促進区域や有望な区域指定のためのガイドライン等も出ておりますけれども、手挙げや立候補のようなものも取り入れて、住民の方に募っていただくような手続きの機会というものも併せて検討いただければと思っています。

3点目に、中長期的な視点になるんですけども、太陽光パネルは、やはり輸入品が多いこと、また風力発電設備も、国内機と海外機では海外機のほうが日本国内での伸び率もシェ

アも高いということがあります。こうした現状において、どうしても輸入品の製造物責任を輸入業者に問うこととか、輸入業者を介して海外メーカーに問うのは実質的に難しい面があると学んできて思った次第です。

ですので、自由貿易にはもちろん配慮しつつなのですが、国際製品のシェアを高めていくことというものが重要になると思っております、業者においても国内製品を選択することは十分可能なのですが、国内メーカーの製品が選択しやすいような仕組みというものをお考えいただくことと、併せて国内メーカーが輸出だけではなくて、国内でも力を発揮できる条件というものを整備していただけるとありがたいと思います。すみません、長くなりました。ありがとうございます。

○山地委員長

はい、どうもありがとうございました。この後、柚木委員、それから松本委員というふうに行きたいと思っております。柚木委員お願いします。

○柚木委員

はい、ありがとうございます。

私の方から何点かお話しさせていただければと思いますけど、全体的には、今もお話ありましたように、再エネの導入、また管理のことにつきまして、論点、かなりきめ細かく今回主な意見の中で整理をされたというふうに思っております。

その上で、2ページのところにも書いてあるんですけど、特に、農業関係という、営農型の発電施設の関係について、これからかなり注目がされる、また、現状もかなり広がりを見せております。その中で、2ページの30行目のところにありますように、これを隠れみのにというふうなことも現場の懸念は相当あるわけでございますので、一つは営農型の太陽光発電についての、よりきめの細かいルールといいますか、そういう点を少し掘り下げておく必要があるのではないかというふうに思います。

とりわけ、地域性の問題があるというふうに先ほどもお話ありましたように、食料安保のような関係から、そういう効率的な農業を展開している大規模な圃場等の中にポツンとこういうものが出てくるというようなことについては、地域の農地の集積・集約化に支障があると考えております。

一方で、荒廃農地等の利活用という観点もあるというふうに思います。

さらには、農地の場合、都市地域の中では生産緑地として農業を展開されているようなところもあるわけでございまして、そういうところでそれぞれ現場現場で営農型をどういうふうに考えていくのかということについては慎重に対応していく必要があるというふうに思っております。

それから、地域の話し合いという観点からは、現在、先般の国会の方で法案が通りましたが、農業経営基盤強化促進法の改正の下で、従来の人・農地プランを法定化をして、地域計画というものを集落レベルなり、また、それを少し広げたような地域の中に計画づくり、10年先の農地の利用の在り方を検討していくということになっておりますし、また、それ

を目標地図にまとめていくということになっております。

こういう取り組みと並行しながら、今回の再エネの導入等についても、その横の連携を取りながら対応することが重要ではないだろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○山地委員長

はい、ありがとうございました。では、松本委員お願いいたします。

○松本委員

はい、ありがとうございます。事務局におかれましては、検討会での議論をしっかりとまとめていただきまして大変ありがとうございます。その上で、幾つかコメントさせていただきます。

まず、1点目は、先ほど大関委員もお話しされましたが、既設案件の違反案件については、私も執行体制の強化が必要だと思います。

二つ目に、野立て太陽光発電計画の初期段階からの住民への周知がガイドラインで努力義務とされていますが、現実には行われていないという6月6日の勉強会でのご指摘への対応が必要かと思えます。一定規模以上の発電所は、計画の初期段階から住民への周知の義務化について検討を進めていただきたいと思えます。

三つ目に、エネルギー転換において、自治体そして地域の果たす役割はとて大きいと思っております。再生可能エネルギーのポジティブゾーニングについては、各地域で協議会などをつくって設定していくこととなりますが、関連するエリアで反対意見をお持ちの立地地域の市民グループや、また自然保護団体の方々がいる場合は、ご意見を聞く機会をつくっていただき、潜在的被害者とされる方々の立場に立ってゾーニングの設定に生かしていただくようにしていただきたいと思えます。

それから太陽光発電設備の廃棄ルールについて、住宅用太陽光発電の所有者や農業などの現場の方々に届くように周知徹底が必要だと思います。

また、廃棄パネルを事業者スムーズに引き取ってもらえるような仕組みも構築する必要性を非常に感じておりますので、その点についてもよろしくお願いいたします。

最後に、本検討会では環境省の補助金を活用した新菱という企業様が太陽光パネルから銀や銅、ガラスウールをほぼ100%の純度で取り出して再利用できるようにする最先端のリサイクル工場がこの秋にも完成予定であるというお話を伺いました。このような先行事例に続く太陽光パネルからリサイクル可能な物質を取り出し、できるだけ廃棄処分するのを減らすとともに、循環型社会の構築に資する取り組みを広げる必要があることも伝える必要があると思えます。

以上です。ありがとうございました。

○山地委員長

はい、ありがとうございました。では、高村委員ご発言ご希望ですね。お願いします。

○高村委員

ありがとうございます。まず、事務局、それから林野庁さんからのご報告ありがとうございました。

まず、最初に、林地開発許可基準に関する検討会の林野庁さんからのご報告ですけれども、これまでのヒアリングでのご指摘、あるいは検討会での意見と符号するところ多く当然ございました。こちらにある例えば、許可基準の細部にわたる運用も、念頭に置いた細部にわたる明確化ですとか、あるいは、与えられた許可の条件がしっかり満たされているかの確認や監督の強化、それから、林地開発許可の完了後の管理、これは管理をしっかり継承し引き継いでいくという点でもそうですし、林地開発が終わった後ということで、他方で他の省庁さんとの連携も含めてしっかり管理をしていくといったような、そうしたご示唆を含んでいるものだというふうに思っています。ぜひこの内容も検討会における主な内容、主な意見の中に適切に反映をいただければというふうに思っております。これが1点目です。

それから、二つ目でありますけれども、これは先ほど柚木委員がおっしゃった点とも重なってくるかと思えますけれども、今回この検討会で議論をしていく、あるいはヒアリングの中で、やはり地域との共生ですとか、あるいは適切な再エネ導入の観点から、やはり集中的に課題があるといひましようか、集中的に問題が生じている、あるいはそういう恐れがあるような、そうした土地利用の在り方ですとか、あるいは再エネ導入の在り方というものが明らかになっているようにも思います。

先ほどの林地に関わるところは、ヒアリングの中でもご指摘のあった点だというふうに思っています。こうした形でまとめて林野庁さんが出していただけて大変ありがたいと思います。場合によっては、そうした一種、こうした地域共生、あるいは、再エネの適正導入の観点から留意すべき地域なり方法というものが他にもあるとすれば、そちらについてもやはり引き続き検討をする必要があるのではないかというふうに思っています。

先ほど、柚木委員は、営農型太陽光のご指摘ありましたが、そうした、より深く検討が必要なところと、必要な再エネ導入の在り方が問題になるようなケースというものを留意をして検討を深めるということを今後していけるとよいのではないかというふうに思っております。これが二つ目です。

三つ目ですけれども、検討会の議論の中で転売をどう考えるかというのはヒアリングの中でも言及があった点かというふうに思います。これは再エネ政策の別の山地先生の委員会ですけれども、委員会の中でも、既存の既に導入された例えばFITの案件について、やはり電源の長期化、電源稼働の長期化を考えたときに、むしろそれを集約をして地域でしっかり管理をしていくような、そうした議論も一方でしているところで、事業者の変更というものあまり厳格に規制をするというのは、これは再生可能エネルギーの導入管理をより良くしていく上でも留意が必要だというふうに思っております。

むしろ、事業者の変わる場合に生じている課題についてヒアリングの中ではご指摘があったというふうに思っています。これは現在、再エネ特措法の下では、事業計画を認定するわけですけれども、認定の取得をした事業者から電源の所有管理をする者が変わって

いく場合の責任の所在の明確化と、その責任の承継というのをしっかり担保する必要があるのではないかというふうに思っております。

これは一つ論点として提起をしたいというふうに思います。

最後ですけれど、今回の検討会のどなたかもおっしゃってございましたけれども、省庁間の連携がやはり非常に重要だということを改めて感じました。再生可能エネルギーの適正な導入を効果的に進めるという意味で非常に重要だというふうに思っております、これはアセスの文脈でも、協議会あるいは住民との協議との関係でもございましたけれども、この間、再エネ導入を念頭に置いて、あるいは脱炭素の観点から、多くの法令で、やはり地域の計画というのが導入をされているというふうに思っております。先般の建築基準法改正の中でも、そうした地域で計画をつくって、再生可能エネルギー等について建築物への導入について、建築士の説明を要請するような、そうした一定の計画区域、計画の設定をして、その区域中での建築士への義務というものを課しているようなケースもありまして、そういう意味では、こうした省庁間のところで横断する、関連する制度についての調整、連携をどう図るか。これは先ほど2点目に申し上げたところに関わるんですけれども、これらについて、やはり引き続き検討をする必要があるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○山地委員長

はい、ありがとうございます。次は、丹生谷委員、ご発言ご希望ですね。お願いします。

○丹生谷委員

はい、よろしく願いいたします。

よくおまとめをいただきまして大変ありがとうございます。補足のような形になってしまふのですが、一つは、まとめの2ページ目のところで、上から三つ目の丸ぼちです。自治体条例において、国が一定の考え方やひな型を示してはどうかというところに関してなんですけれども、お話を今まで伺っているところ、再エネ条例というのが比較的ネガティブな、再エネ導入にあまりつながらないような形のものになって、例えば、全面的に抑制区域にしたりであるとかという形の若干保守的な方に振れているようなものも結構多くなっているというふうにお聞きをしております。

ですので、いま一度再エネ導入といったところも踏まえた上でのバランスが取れたような形の再エネ条例の在り方というものを、国の方としても何か考え方みたいなものを示していただけるといいのではないのかなというのがございます。

それから、細かいことになりましたけれども、国による指針の提示というところでは、お話が出てきていましたように、抑制地域とか促進地域を定めるに当たっての考え方というものを示していくこと、それから、再エネを導入をしていくに当たっての事業者にとって予見可能性があるということが一番非常に大事なことになってくるので、例えば許可基準の設定の考え方や例示というものを示していくこと、それから、例えば曖昧な形の基準のような形になってきますと、国の許認可制度と実質的に重複してしまうようなところというのも出

てきているのかなというふうにはちょっと思います。

というのは、例えば危険性というような観点で考えていくと、いろいろな他の林地開発の制度もそうなんですけれども、いろいろな他のもともとある制度と重複してもう一度安全性を考えるとというような形になっているようなところもあるように思っております。

ですので、他の許認可制度との整理をもう一度して、そののところで重複して同じ調査をするということではなくて、他のところの足りないところをやっていくなどの形で条例の位置付けというものをしていくといいのではないかと。

それから、手続きの所要期間ですね。これは手続きにどれくらいの所要期間がかかるのかということは、事業者にとって非常に大事なことなので、所要期間を明確にするように条例の方ではしていただきたいということと、それから、例えば国の方のガイドラインでは目安を提示するであるとか、そういったようなことをしていただけるといいのではないかなというふうに思います。

それから、もう1点なのですけれども、5ページ目の辺りに、最後の方にあります「地域における合意形成に向けた適切なコミュニケーション」のところなのですけれども、そのところで、そのために自治体の関わり方というのをもう少し積極的にしていただけるといいというのが、下から二つ目の丸ぼちに書いておりますけれども、そのところでございます。ここにも出ていますように、地域住民の説明会をする、協議をするといったときに、そういった場合の地域住民の範囲であるとか、誰と話しに行けばいいのかというようなことというのは、ある程度自治体の方で条例なりで明確にするというような形のことをしていないと、なかなか事業者と地域住民というところに任せておくと、なかなかごちゃごちゃになってトラブルを生じるというようなところがあるように思います。

それから、自治体が例えば説明会には、何かちょっと重要な場合、または、当事者が要請する場合には、自治体の方が参加をするであるとかして、これは中立な立場で手続き的な適正性を確保するという意味で参加するというようなことが必要なのではないかなと、やはり当事者だけでありますと、ある意味、言った、言わないになったりであるとか、同意する、しないというようなところだけで争いというかトラブルのようになってしまおうということも考えられるので、建設的に前に進めるという意味では、自治体さんが中立な立場で手続き的な適正を確保するという意味でオブザーバー的な形で横にいていただくというような形も必要なのではないかなというふうに思います。

それから、3番目に説明会のタイミングについてなんですけれども、これはなるべく実務に即して丁寧な形で、いつの段階で説明会を入れていったらいいのかということを考えていただきたいというふうに思います。この5ページ目のところの一番下のところでは、住民とのファーストコンタクトとして、土地確保の段階で説明会の開催などをするケースが多いと、こういうふうに言っていたら、ヒアリングでそういうお話が出てきたのもある反面、次のページの一番目のところでは、初期段階からの周知というものは現実にはなされていないというようなご不満というのも出ていて、本当にケースバイケースで、どちら

かという、土地確保した段階で、まず説明会をしましょうというところは、非常に数的には少ないというふうに思うんですね。事業者の方から見ますと、土地をある程度確保して、具体的に賃貸なり地上権を設定するなり、また、土地の売買をするというようなところの契約を、例えば結んで手付けを払うというようなところをして初めてある程度この土地を使ってやっていきますということが明確になりますので、外に対して話をしていける段階になるというところなんです。なので、それより前のところはなかなか難しいというところがあるかと思います。

その後に段階を追って、結局、資金を入れていくタイミングというところがありまして、銀行の融資を入れるタイミングであるとかありますけれども、例えば土地を全て購入するような段階というところは、少し後の話になりますけれども、そこのお金が要るとか、または、林地開発の手続き何かを進めるに当たって、測量をするというとき、測量に比較のお金がかかるというところがありますので、そこを大きなポイントとして足して考えていらっしゃる事業者さんもあるかと思います。

その辺は、事業の内容や何かによってもだいぶ違うと思うのですが、例えば太陽光の場合、風力の場合、それから地域で林地開発が必要な場合、農地の場合というようなところが幾つかあるかと思うのですが、その辺を具体的に見ていって、事業者さんの方としても、あまりにたくさんの資金をつぎ込んだ後になってということでは、結局、計画変更がもうできないというような段階になってしまって、それで住民の方ももう後で何を言っても計画変更に関わらないのではないかと、意味のない説明会だという形になってしまうというところのトラブルを避けるために、どこの段階で結局、後戻りが非常にしにくくなるのかということは、かなり事業のタイプに応じて違うと思いますので、その辺を少し丁寧に考えた上で、どこの段階での説明会を求めるかというようにこのことを検討していただけたらいいのではないかなというふうに思います。

以上です。ありがとうございます。

#### ○山地委員長

はい、雨宮委員からご発言ご希望と、それから多分、大塚委員がまた手を挙げられていると思いますので、順番はちょっとはつきりしませんけど、雨宮委員、大塚委員といきたいと、思います。雨宮委員お願いします。

#### ○雨宮委員

はい、山梨県の雨宮です。幾つか感じたことを発言したいと思います。

1点目ですけれども、取りまとめありがとうございます。その上で、太陽光発電の適正な導入、あるいは規制の在り方を検討する上では、個別のそれぞれの目的を踏まえつつ、全体として太陽光発電がどうあるべきかという全体最適の下にそれぞれご議論をいただく必要があると思いますので、そういった観点から今回こういった形で検討をいただいたことに大変ありがたく思っております。

2点目ですけれども、今の丹生谷委員からのご発言もあつた自治体との関わり、あるいは、

自治体の関わり方なんですけれども、太陽光発電施設にしる、再生可能エネルギーをどういうふうに進めていくかというのは、県や市町村の土地利用という面からも自治体が当然主体となって関わっていく必要があるんですけれども、基本的には、それに加えて地域との共生という面でも自治体の関わり方というのは重要になってくると思うんですけれども、個別の案件の中では、やはり中立的な位置付けというのは維持しつつ、全体の土地利用や地域との共生という大きな部分でどう関わっていくのかというのは、自治体としても一つの課題なのかなというふうに思います。

その上で、一方で、脱炭素化を進めるという目的がございますので、再生可能エネルギーをどういうふうに進めていくかということ念頭に置きつつ、適正な規制、あるいは導入を進めていく必要があるかなと思います。

その中で、一つ、営農型の話が出ましたけれども、営農型の場合は、これまでの林地の場合の規制の目的が災害の防止とか近隣の安全安心という面を進めていた、あえて規制と言いますが、農地の場合については、基本的には災害の懸念というのは林地ほどございませんので、規制をもしする場合の規制の目的というのは何なのかというところをよく考えた上で、その規制あるいは適正な導入というのを進めていく必要があるのかなというふうに感じました。

以上です。

○山地委員長

はい、どうもありがとうございました。では、大塚委員お願いします。

○大塚委員

ありがとうございます。高村委員の方から転売の場合に、既存のF I Tの案件を集約して地域で管理する議論もあるということで、それは確かにそのとおりでご議論いただく必要があると思いますが、一般的に事業譲渡の場合について、地元との関係でかなりフリクションが起きていることは事実なので、そこについては、やはり対応する必要があると思いで、先ほどちょっと申し上げたのは、特に地元との関係を、一般的に認定のときに要件として追加するのは結構難しいと思いますが、譲渡承継のときであれば付けられるかなということでございます。

既存のF I Tの案件を集約して地域で管理するようなときは、例えばそれは自治体であれば要件を緩和することは十分に考えられると思いますし、あと、F I Tに関しても、開始してからどのぐらい期間が経ったかによって変えるという考え方もあるかもしれませんが、そこは両方とも大事なことだと思いますので工夫をしていただく必要はあるかなと思いで一言申し上げました。ありがとうございました。

○山地委員長

はい、ありがとうございました。黄木委員からご発言ご希望ですね。お願いします。

○黄木委員

はい、那須塩原市の黄木です。委員の皆様から営農型について幾つか意見があったんです

けど、那須塩原市も営農型についてちょっと意見というか、お願いをしたいと思います。

市の農の担当部署と、われわれ再エネ導入側と意見交換すると、農の担当部署は営農型について、農地がなし崩し的に非農地化してしまうのではないかとかという、そういう漠然たる懸念を持っているんですね。また、発電終了後のパネルがそのまま廃棄物になってしまうんじゃないとか、今後われわれ促進区域を定めるに当たって、営農型というのは、できれば主流とまでは言わないですけど、積極的に導入していきたいので、そうすると、また農の担当部署、庁内でこういう議論があって、平行線になる可能性があります。もしよろしければ、営農型について、そのような懸念を払拭するような緩やかな方針とか、非農地化にはならないんだよというような、担保するような何か指導みたいのがあるとちょっとうれしいかなと思います。

また、ちょっとこれは希望なんですけど、既に荒廃化してしまっている農地、そこに太陽光を乗せるというのも今後は出てくると思うんですけど、自治体としては荒廃した農地でも太陽光を入れることで何か価値観がついて、もう1回農地に戻ってくれないかなというのもすごい夢みたいに思っているんで、そういうのもちょっと頭の中に入れていただければいいなというふうに思っています。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。今のところこれ以上のご発言ご希望はないようですね。今回は報告でございましたので、それに対する皆さんの非常に重要なご意見を頂いたと思っておりますけど、事務局の方で何かこの場でご対応できる場所がありましたらお願いしたいんですが、いかがですか。

○経産省

事務局でございます。委員の皆様方ご意見ありがとうございました。頂いたご意見のうち幾つかだけご回答をまずさせていただければと思います。まず、大塚先生からの買取停止というヒアリングで横浜国立大学の板垣先生がおっしゃっていたこと、要は取り消しまでの過程についてのご検討をいただいたと承知しております。こちらについては、3ページの25～29行ぐらまでのところにつきまして、そういったところも入れさせていただきますが、少し取りまとめに当たっては、改めて意識させていただければと思います。

それから、事業譲渡の関係につきましても、複数の先生方からコメントを頂いたと承知しておりますので、こちらについてもどういった対応ができるか、よく事務局の中でも議論させていただきたいと考えております。

それから、営農型をはじめとして、各省との連携という点についても複数の先生方から頂いたと思っておりますので、その点についても取りまとめだけではなくて、その後、取りまとめを行いまして運用、執行の部分もございますので、そういったところについても引き続きよく連携しながら、関係省庁で取り組んでまいりたいと考えております。

○経産省

同じく事務局しております電力安全課長をしています田上でございます。

大関先生と松本先生の方から、既設の案件に対する、特に違反案件に対する執行体制の強化というご指摘を頂いています。今年度から既設の太陽光に対して、特に土砂災害警戒区域などに立地する災害のリスクの高い設備に対しては、立入検査の方を強化をしているところでございます。

一方で、われわれのリソースも限られているところでございますので、ちょっと外部との連携も含めまして、引き続き対応の方は検討してまいりたいと思います。

以上です。

#### ○林野庁

引き続きまして林野庁からお答えをします。

大関委員から、森林を、例えばゴルフ場に開発したものを太陽光にするときに新たな基準をとというようなお話がありました。ゴルフ場が開発途中で完了確認が終わっていない段階であれば太陽光発電等に変更する場合には、新たな開発目的に応じた形での許可という形になろうかと思っておりますけれども、一度完了してしまったものについて、また、それが森林でなくなったものについては、なかなか限界があるのかなとは思っております。

ただ、今回こういう形で関係省庁が集まった場がございますので、関係省庁とも連携してというのは、高村先生からもお話頂きましたので、いろんな議論をしてまいりたいと思っております。

あと、五味先生から都道府県等に分かりやすく伝えてほしいということがございました。今回の中間取りまとめを踏まえて、林野庁としては政省令や通知など、今後、制度的な反映をしていきたいと思っておりますので、その際にはしっかりと都道府県等に周知をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

#### ○山地委員長

はい、ありがとうございます。環境省さんから手が挙げられているようですね。ご発言ご希望であればお願いします。

#### ○環境省

環境省の方から若干補足いたします。

神山委員の方から頂きました促進区域の情報の公表の仕方ですけれども、今後、促進区域、設定されましたら分かりやすいような情報の公開の仕方を検討してまいりたいと思っております。現段階では、REPOSによって、ご指摘どおりポテンシャルの情報、それからEADASによっていろんな規制エリア等の情報を公表しております。どんなデータベースでどういうふうな提供をしたら分かりやすいのかということを検討して、分かりやすく提供してまいりたいというふうに思います。

それから、カーボンニュートラル宣言している自治体のロードマップというか、カーボンニュートラルに向けてどういうふうに取り組んで、情報等をどういうふうリンクさせる

かというご指摘も頂きました。現段階では、2050年カーボンニュートラル宣言をされた自治体において、それについてどういうふうに具体的に取り組むかという計画ができているところは必ずしも多くない状況でございますので、そういった計画が出来上がってくるとともに、それをどういうふうに分かりやすく提供していくかということを検討していきたいというふうに思います。

それから、同じく神山委員から、促進区域の設定に当たり、所有者が望む土地についても促進区域になれるようにということで、われわれも促進区域の設定の仕方として個別の土地の所有者さんが希望するパターンというのも想定をしておりますので、そういったのも促進区域になれるようにしていきたいというふうに、要望していきたいというふうに考えています。

あと1点、廃棄の関係で松本委員からご指摘を頂きました。廃棄ルールに関する周知の徹底ですとか、引き取りの仕組みづくり、あるいはリサイクルの促進といったような点だったかと思います。環境省といたしましても、適正処理も、もちろん重要でございますけれども、リユース、リサイクル、こちらに使えるものはしっかり回っていくような、あるいはリサイクルできるものは回っていくような仕組みが重要だと思っておりますので、その点を踏まえてしっかり検討を進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○山地委員長

はい、以上ですかね。今の環境省さんを含めて、事務局からの対応を踏まえて、さらにご発言ご希望がありましたらお受けしますがいかがでございましょう。

○大塚委員

大塚ですけど、よろしいでしょうか。

○山地委員長

はい、どうぞ。

○大塚委員

すみません。廃棄の関係のところで申し上げるのを追加したらよいと思ったことがありました。申し訳ありません。今の話を聞いてちょっと思いました。

表示のことを書いていただけて大変いいと思うんですけど、特に太陽光パネルの場合、輸入品が多いものですから、輸入品であっても表示を義務付けるということが、特に重要ではないかということをおし上げておきたいと思っております。拡大生産者責任は輸入者でもかかりますので、その点も関連しますが、輸入が多いけれども、そこで必ずしも躊躇しないで義務付けをしていただきたいということが大事なんじゃないかと思っております。

○山地委員長

はい、ありがとうございます。他にはいかがでございましょう。特にないようですかね、はい。

では、本日も大変熱心なご議論ありがとうございました。次回は、これまでの本検討会での議論を踏まえて、取りまとめに向けた議論を始めたいと思っております。それでは、次回

の開催について事務局からお願いいたします。

○経産省

事務局でございます。次回の検討につきましては、7月の開催を予定しております。詳細は各省のホームページでお知らせいたします。

○山地委員長

はい、ということでございます。

それでは、以上をもちまして本日の検討会は閉会といたします。どうもご参加ありがとうございました。